

豊川市一般廃棄物処理基本計画（案）の意見募集結果と市の考え方

提出された意見等の要旨、意見等に対する市の考え方は次のとおりです。

なお、単に賛否の結論だけを示した意見、第三者を誹謗中傷するもの等についてはその内容を公表せず、意見等に対する市の考え方は示しません。

項目：ごみ処理基本計画に関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
1	第1章 第4節 収集運搬、第5節 中間処理 水銀使用製品廃棄物の収集運搬、中間処理については、作業従事者の安全・安心のためにも環境省分別回収ガイドラインを遵守するよう望む。	ご意見につきましては、下記のとおり考えておりますので、ご理解をお願いいたします。 本計画案の修正はありませんが、今後の危険ごみ処理業務の参考とさせていただき、作業従事者の安全・安心に努めてまいります。
2	第6章 第1節 目標値の設定 プラスチックごみ問題とSDGsの活動展開からプラスチック容器から缶容器への移行が急速に始まることなどから、資源化率の目標値を「26%以上」を「30%以上」に修正してはどうか。	ご意見につきましては、下記のとおり考えておりますので、ご理解をお願いいたします。 プラスチックごみ問題は昨今大きくとりあげられ今後プラスチックごみに関する課題が変化し、発生抑制が進むことが考えられますが、資源の回収量は年々減少していることから、現状維持である「26%以上」を目指すものとし、修正なしとします。
3	第7章 第1節 SDGsとごみ処理基本計画 SDGsの17の目標（日本語版）やターゲットについても掲載したほうが良い。環境省の説明資料の図にわかりやすいものがある。	ご意見を踏まえ、下記のとおり修正いたします。 本計画案での取り組みの推進は、SDGsの目標達成につながるものであり、SDGsと本計画についてわかりやすい表記に努める必要があることからSDGsのゴールやターゲットの記載の追記など一部修正します。
4	第7章 第1節 具体的な取り組み 「マイバッグ運動の推進」については、レジ袋有料化が7月1日からスタートすることや市内に定着していることから、あえてマイバッグ運動を啓発する必要はないのではないかと。また、エコバックを配布する主体が不明である。	ご意見を踏まえ、下記のとおり修正いたします。 マイバッグ運動は、レジ袋削減のための取り組みの一つとして推進する必要があると考えており、ご意見を参考に『プラスチック製レジ袋有料化の義務化に合わせ、「マイバッグ運動」などレジ袋の削減を推進します。』に修正します。
5	第7章 第1節 具体的な取り組み 4R推進に関する啓発活動において、「行動変容を促す情報発信（ナッジ）」手法を取り入れ、住民の行動を「そつと後押し」して成果を上げるように望む。	ご意見につきましては、下記のとおり考えておりますので、ご理解をお願いいたします。 本計画案の修正はありませんが、4R推進に関する啓発活動の参考とさせていただきます。

6	<p>第7章 具体的な取り組み</p> <p>第2章の愛知県下の市との比較で、「一人1日当たりのごみ排出量」など劣っている状況となっているが、市民に理解されていない状況であると考え。</p> <p>よって、家庭系可燃ごみを中心としたごみの減量化等について、市民への周知徹底が必要であり、市の取り組みや市民への広報計画が必要と考える。</p>	<p>ご意見につきましては、下記のとおり考えておりますので、ご理解をお願いいたします。</p> <p>ご意見のとおり本市のごみ排出量が多い状況などについて市民の方に伝わっていないことが、ごみの減量が進んでいない理由として考えられます。</p> <p>本計画案の修正はありませんが、計画案に掲げております4R推進に関する啓発活動の実施の中で本市のごみの現状やごみ減量、資源化の必要性の周知に努めてまいります。</p>
7	<p>第8章 第5節</p> <p>ごみの処理施設の整備に関する事項</p> <p>災害発生時において、市内の公園や運動場の数多くが災害廃棄物の保管場所となりあふれている状況を現地で確認している。</p> <p>埋立終了予定となっている小規模処分場については、災害廃棄物処理における仮置場として非常時用の利用を検討されたい。</p>	<p>ご意見につきましては、下記のとおり考えておりますので、ご理解をお願いいたします。</p> <p>ご意見のとおり災害廃棄物の処理においては、仮置場の重要性を認識しており、災害廃棄物処理計画において最終処分場を仮置場候補地として位置付けております。</p> <p>よって、ご意見による本計画案の修正はありませんが、埋立終了予定となっている小規模処分場についても、引き続き仮置場として確保してまいります。</p>

項目：生活排水処理基本計画に関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
8	<p>第3章 第2節</p> <p>2-3浄化槽 (3) 施策</p> <p>浄化槽法及び県の条例である浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正があり、文面に単独処理から合併処理浄化槽への転換の推進や公共浄化槽の設置等の促進、浄化槽の管理の強化について加味していただきたい。</p>	<p>ご意見につきましては、下記のとおり考えておりますので、ご理解をお願いいたします。</p> <p>本計画案では、合併処理浄化槽を浄化槽、単独処理浄化槽をみなし浄化槽と定義づけしており、本市では、以前から汲み取り便槽及びみなし浄化槽から浄化槽への転換設置時の設置費用の一部を補助し、浄化槽への転換の推進を行っております。また、公共浄化槽については、公共下水道の普及状況や浄化槽設置の実績などの現状から現時点で本市において設置する考えはないこと、浄化槽の管理については管理者の実施すべき事項は改正前と変わらないことなどから、文面については計画案のとおりといたします。</p>